被告アドバンス化成株式会社は、別紙目録記載の物品を輸入し、譲渡してはならな

被告日本化薬株式会社は、別紙目録記載の物品を製剤し、譲渡してはならない。 被告らは、その占有にかかる別紙目録記載の物品を廃棄しなければならない。訴訟費用は、被告らの負担とする。

この判決は、原告において、被告らに対し、それぞれ金七千万円の担保を供すると きは、その被告に対し、かりに執行することができる。

## 事 実

当事者の求めた裁判

- 原告

主文同旨の判決と仮執行の宣言。

被告ら

「原告の請求は、いずれもこれを棄却する。訴訟費用は、原告の負担とする。」と の判決。

第二 原告の請求原因

一 原告は、左の特許権を有している。 出願 昭和三六年八月二六日(昭和三六年特許出願第三一一七五号) 優先権 一九六〇年八月二七日ドイツ国出願にもとづく優先権主張

昭和三九年五月一八日(昭和三九年出願公告第七七七二号) 出願公告

同年一〇月二一日 設定登録

第四三一、一八九号

ビタミンB6-ジサルフアイドの製法 発明の名称

右特許権の特許請求の範囲は、次のとりである。

「3、4-ビス-ブロムメチル-5-ヒドロキシ-6-メチルピリジン又は3-ブロムメチルー4ーヒドロキシメチルー5ーヒドロキシー6ーメチルピリジン又は その酸付加塩を、水及び(又は)水と混ざる有機溶剤の存在で水溶性の無機二硫化物、特に二硫化ナトリウムと反応させ、こうして得たビスー〔4ーヒドロキシメチルー5ーヒドロキシー6ーメチルーピリジルー(3)ーメチル〕ージサルフアイド を反応混合物から単離することを特徴とするビタミンB6-ジサルフアイドの製 法。」

本件特許発明は、ビタミンB6-ジサルフアイドの一種であるビスー(4-ヒ ドロキシメチルー5ーヒドロキシー6ーメチルービリジルー(3)ーメチル)ージ サルフアイドを生産する方法であつて、同物質は、次の構造式で示される。

<11692-001> 即ち、ビタミンB 6 (ピリドキシン)

<11692-002>

の基本骨格である

<11692-003>

が、一S一S一基によつて二個結合し、ビタミンB6一ジサルフアイドの形をとつ ている物質である。同物質は、人間における脳髄の機能障碍の処置、特に癲癇の治 療に好適である。

四 被告アドバンス化成株式会社は、昭和四五年三月頃から、イタリー国ミラノ市 所在のイステイチユート、ビオヒミコ、デイアナ社から、本件特許発明の目的物質 と同一であるビスー〔4ーヒドロキシメチルー5ーヒドロキシー6ーメチルーピリ ジルー(3)ーメチル〕ージサルフアイドの一水和物の二塩酸塩の原末を輸入し、 これを、被告日本化薬株式会社に譲渡し、同会社は、右物質を有効成分として、治 療目的に応じて成型して製剤したうえ、昭和四五年六月一〇日頃から、「デイバルボン」なる商品名で、脳代謝、機能改善剤として市販を開始した。
五 特許法一〇四条にもとづいて、物を生産する方法についての特許発明の目的物質は同じの物質、光味は表別の大法によります。

質と同一の物が、当該特許発明の方法により生産されたものと推定される場合の、 「その物が、出願前に日本国内において公然知られた物でないとき」とは、本件特 許におけるように、パリ条約(一九〇〇年一二月一四日にブラツセルで、一九一 年六月二日にワシントンで、一九二五年一一月六日にヘーグで、一九三四年六月二 日にロンドンで、および一九五八年一〇月三一日にリスボンで改正された工業所有 権の保護に関する一八八三年三月二〇日のパリ条約をいう。以下同じ。)にもとづいて、優先権の主張がされている場合にあつては、これを、右優先権主張の基礎と なつた第一国出願の日以前に、日本国内において公然知られていない物であれば足 りるというべきである。

ところで、本件特許発明の目的物であるビスー〔4-ヒドロキシメチルー5-ヒ ドロキシー6ーメチルーピリジルー(3)ーメチル」ージサルファイドは、その優 先権主張日である一九六〇年八月二七日には、まだわが国において公然知られた物 ではなかつたのであるから、被告らが輸入、譲渡および製剤する物質は、右特許法 第一〇四条により、本件特許発明の方法により生産されたものと推定されるべきで ある。

かりに、同条の「出願前」という意味を、わが国における特許出願の日と解すべ きであるとしても、本件特許出願の日である昭和三六年八月二八日には、いまだ本 件特許発明の目的物質は、日本国内において公然知られた物でなかつたから、やは り同法一〇四条により、本件特許の方法により生産されたものと推定されるべきで ある。もつとも、右優先権主張日とわが国における出願の日との間に、わが国内に 受け入れられた文献には、本件特許発明の目的物質たる化合物の構造と同じ化学構 造式を記載したものがあるが、同文献には、その化合物の製法および物質を特定す るために必要な融点その他の化学的性質は一切記載されていない。このような場 合、本件特許発明の目的物質は、いまだ、日本国内において公然知られたものとい うことはできないものといわなければならない。

六 したがつて、被告らが、前記四のとおり、商品名「デイバルボン」の原末たる 別紙目録記載の物品を輸入し、譲渡し、製剤する行為は、本件特許発明を侵害する ものであるから、被告らに対し、その行為の差止および被告らの占有する右物品の

廃棄を求める。 第三 被告らの答弁 原告が、請求原因一ないし三において主張する事実は、いずれも認める。 請求原因四において主張する事実のうち、被告らが、輸入し、譲渡し、製剤す る物品が、本件特許発明の目的物質と同一であることを否認し、その余を認める。即ち、被告アドバンス化成株式会社の輸入する物質は、本件特許発明の目的物質の 即ち、彼古アトハノヘル及体式五社の調バッショスは、在10日の1000円 一水和物の二塩酸塩であるから、右目的物質を輸入したことにはならない。 三 請求原因五において主張する事実のうち、本件特許発明の目的物質が、わが国 における特許出願の日以前に、日本国内において公然知られていなかつたことは否 認する。即ち、一九六〇年、ドイツ国で発行された雑誌「シュトラーレン、テラピ 一」第一一三巻第一分冊は、昭和三五年一一月一日にわが国に受け入れられたもの であるが、同書九二頁には、本件特許発明の目的物質であるビスー〔4ーヒドロキ シメチルー5ーヒドロキシー6ーメチルーピリジルー(3)ーメチル]ージサルフ アイドの化学構造式が記載されているのみならず、同物質の安定性および放射線保護機能の有無、即ち、その理化学的性質および生物学的性質も明らかにされている から、同物質は、その際、日本国内において公然知られたものとなつたのである。 また、原告は、特許法第一〇四条に規定する「出願日」とは、その特許につきパ リ条約にもとづく優先権の主張がされている場合には、優先権主張の基礎となつた 第一国出願の日を指すものと主張する。しかし、右優先権を規定するパリ条約第四 条は、単に(1)同条に規定する優先権主張の期間中の出願をもつて先願とせず

(2) 同期間中の発明の公表や実施をもつて不利益な取扱いを受けない、(3) 優先権主張の期間中の実施によつて第三者に先使用権を生ぜしめない旨を規定したにすぎず、同条文から直ちに、特許法第一〇四条の出願日の解釈に関する原告主張の論拠が生じるわけではない。また、同条約第四条の二は、各国特許独立の原則を規 定し、特許権の効力は、各国が独立してこれを規定しうることを明定しているもの であるところ、わが特許法は、右条約が明定する優先権の効力以外に、優先権主張 の基礎となった第一国出願日が考慮される場合には、各当該条項にその旨を明示しているのである。したがつて、特許法第一〇四条には、この旨の明示は何ら見出だせないのであるから、同条における「出願日」には、右第一国出願日を考慮する余 地がなく、この点で原告の主張は失当である。

四 原告は、本訴において、単に物のみを表示して被告らの行為の差止およびその 物の廃棄の請求をしているが、本件のごとく物の生産方法の特許発明にもとづく差 止等の請求においては、それでは請求の特定として十分ではない。 第四 証拠関係(省略)

## 一 当事者間に争いのない事実

原告が、ビタミンB6ージサルフアイドの製法に関する、原告主張の内容の特許権を有していることおよび被告アドバンス化成株式会社が、昭和四五年三月頃からビスー〔4ーヒドロキシメチルー5ーヒドロキシー6ーメチルーピリジルー(3)ーメチル〕ージザルフアイドの一水和物の二塩酸塩の原末を輸入し、被告日本化薬株式会社に譲渡し、同被告会社は、これを有効成分として、治療目的に応じて成型したうえ、昭和四五年六月一〇日頃から、「デイバルボン」なる商品名で脳代謝、機能改善剤として市販したことは、当事者間に争いがない。

二 本件特許発明の目的物質の範囲

そこで、まず、被告アドバンス化成株式会社の輸入する物質が、本件特許発明の目的物質であるかについてみる。

日元でのあるについる。 でいる。 でい。

また、かく解しても、次の理由からも、本件特許請求の範囲に記載のない事項を付加したものということはできない。即ち、本件目的物質のような化合物については、酸または塩基とその通常の塩とは相互に容易に変りうるものであり、実質的特段の別異な化合物とはされていないものと化学常識上いえるのみならず、前掲甲第二号証および弁論の全趣旨から、本件においては、ビスー〔4ーヒドロキシメチルー5ーヒドロキシー6ーメチルピリジルー(3)ーメチル〕ージサルフアイドとその塩は、使用目的が同一で、その目的上の効果にも特別な差異がないことが推認されるから、右物質とその塩とは、少くとも本件特許発明においては、同一の目的物質の範囲に属するものといて差します。

三 特許法第一〇四条の「出願前」における出願日の意義

そこで、本件のように、物を生産する方法の発明について特許がされ、その特許について、パリ条約第四条にもとづく優先権の主張がされている場合、特許法第一〇四条にしたがつて被告の生産方法の推定がされるための要件である、特許発明の目的物質が「特許出願前に日本国内において公然知られた物でないとき」の出願前が、わが国における現実の特許出願日前を意味せず、優先権主張の基礎となつた第

- -国出願日前を指すものであるか否かについて検討する。
- 右につき、特許法第一〇四条に規定する「出願前」の意義が、わが国における 出願の日以前であるとする論拠としては、次の諸点を挙げることができる。
- 優先権を定めるパリ条約第四条A項(1)は、「いずれの同盟国において 正規に特許出願……をした者は、他の同盟国において出願をすることに関し・ …」と規定して、その優先権の効力の範囲を特許の出願手続に限つているのであ る。したがつて、同優先権の具体的な内容を定める同条B項は、右限定の範囲内に おいて解釈されるべきであり、この観点からみるならば、同条B項の内容、即ち、 パリ条約が定める優先権の主張がされることによつてその効果が生じるのは、 (1) 優先権の期間中の発明の公表、実施によつて、その発明の新規性がなくな
- つたとして、出願が拒絶されることはない。
- 優先権の期間中にされた他の出願に優先する。
- 優先権の期間中の第三者の実施によつて、先使用権が生じることはない。 との点についてだけであるから、右の点と関係のない特許法第一〇四条につき、パ リ条約第四条の規定が適用される余地はない。
- パリ条約第四条が規定する優先権は、属地主義の原則に対する例外規定で あり、内国民の利益を制限し、その不利益において在外者を保護するものであるか ら、その明文の定めるところにしたがつて、厳格に解釈されなければならない。し たがつて、その適用の範囲は、同条B項に明定された事項に限られるべきで、同項 には生産方法の推定に関する何らの定めも明示されていないから、特許法第一〇四 条に関し、右優先権の規定の適用は、排除されるべきである。
- (三) パリ条約第四条の二は、各国特許独立の原則を規定している。したがつて、各国において与えられた特許権は、それぞれの国の法律の規定にしたがつて独立の効力をもつものであり、条約の何ら関知するところではないから、特許権の効 力を定めた特許法第一〇四条の適用についても、パリ条約にもとづく優先権主張の 効果が当然に及ぶとは考えられない。
- (四) わが国の特許法を通覧すると、パリ条約第四条B項に明定する事項、即ち、先後願に関する第四四条第二項、第七二条、第八一条、第八二条および先使用 - 関する第七九条においては、その出願日とは、右条約に規定する優先権主張の基 礎となった第一国出願の日と解されることは当然であり、右各条においても特に条 文上その旨を明記していないが、これに対し、右以外の条約が明定されていない事 項であつて、同条約の優先権主張の基礎となる第一国出願日をもつて出願日と解す べき場合については、わが特許法は、各条文において、その旨を明定してる。 は、同法第一七条第一項、第一七条の二および第六五条の二第一項において明らか である。そして、右以外の場合において、わが特許法上、出願に関する基準日が問題となる規定においては、パリ条約第四条の適用の余地はない。即ち、特許法第三〇条、第六七条第一項ただし書、第六九条第二項第二号、第八三条第一項ただし書のごときである。したがつて、特許法第二六条は、「特許に関し条約に別段の定がなる。 あるときは、その規定による。」としてはいるけれども、優先権の主張に関する限り、パリ条約に明定されている事項と、それ以外の事項に関しては、わが特許法に 明定されている事項についてのみ、同条約の定めが考慮されるのであつて、それ以 外の条文に関しては、同条約の規定の適用の余地はない。
- 特許法第一〇四条は、生産方法の発明の目的物質が、日本国内において公 (五) 然知られた物でないときに、それと同一の物について、その生産方法を推定する旨 を規定しているのであつて、目的物質が公然知られたか否かは日本国内における問 題である。したがつて、その判断の基準となる時点は、あくまでもわが国における 特許出願の時と考えられるべきであつて、たとえ、問題となつた特許発明につき優 先権の主張があつたとしても、これを考慮に入れることは、本件の趣旨とするとこ ろではない。
- そこで、右1の各論点について検討する。

(一) (1の(一)について)

なるほど、パリ条約第四条A項は、一見、同条が規定する優先権主張の効力は、 特許出願に関する事項に限られるかのごとくにもみられる。ところが、右パリ条約 第四条は、一九五二年一一月六日のへ一グ会議における改正では、「(イ)締約国 ノー国ニ於テ発明特許ノ出願或ハ実用新案、工業的意匠若ハ雛形又ハ製造標若ハ商 標ノ登録出願ヲ合成ニ為シタル者又ハ其ノ承継人ハ他ノ締約国ニ於テ出願ヲ為スニ 付第三者ノ権利ノ留保ノ下ニ左ニ定ムル期間中優先権ヲ享有スベシ」(昭和九年一 月三日条約第五号)となつていたものが、一九三四年六月二日のロンドン会議で

は、「甲一 同盟ノー国ニ於テ発明特許ノ出願或ハ実用新案、工業的意匠若ハ雛形又ハ製造標若ハ商標ノ登録出願ヲ合式ニ為シタル者又ハ其ノ承継人ハ他ノ同盟国とたま、日条約第五号)と改正されたのであつて、右改正に関する理由書には次のヲ要約ノ起原ニ付海牙会議案ニ記載セラレシ所ヲ明ニとヲ説明スルコトヲ得へシ巴里条約ノ起原ニ溯レハ条約起草者ノ意思力よの別の、自力の発明を実施した第三者ノをして、その発明を実施した第三者にはないの規定とは、優先権主張の期間中に、その発明を実施した第三者に対ればならないの発力をは、優先権主張の期間中に、その発明を実施した第三れていても、その内をは、その内容において、右ロンドン会議における第四条A項(1)の規定は、その内容において、右ロンドン会議における第四条A項(1)の規定は、その内容において、右ロンドン会議における第四条A項(1)の規定は、その内容において、右ロンドン会議における第四条A項(1)の規定は、その内容において、右ロンドン会議における第四条と実質的に何ら変更はないから、同一の趣旨に解釈されるべきである。

ところで、右1の(一)の論旨において、パリ条約第四条A項(1)中の「出願をすることに関し」との部分を重視する理由は、その「出願をすること」との部分を重視する理由は、その「出願をすること」であると言語、特許出願に直接関係のある手続に限定して解釈するときは、特許出願に直接関係があり、その範囲は無制限に拡大されて、同のまた、一次の論拠を明を実施する権利を生じさせないとの効果は、当該発明を実施する権利を生じされた特許権の効果は、当時の出願手続そのものに直接限定されない、いわば、付与された特許権の効の当とものがある。そうとすれば、カーとの対象は、当時の出願手続そのものに直接限定されない、には、同項が規定する優先権の対の事を、先使用による実施権を生じさせないことが明らかである。条文の「出願であるとに関し」を特許出願に直接関係する手続に限定して解することにするのである。

以上のとおり、パリ条約第四条A項(1)に規定する優先権の効力は、単に出願手続に関する事項にとどまらないことが明らかであつて、右条文における「出願をすることに関し」とは、1の(一)記述のような限定的意味を持つていないことになり、優先権の具体的内容は、右A項中の右部分の表現にかかわらず、同条B項の解釈にまたなければならないことになる。

 $(\square)$   $(100 (\square) kcont)$ 

なるほど、パリ条約の定める優先権そのものは、他国において行なわれた特許出願の効果をわが国においても認めようとするものであるから、その点では属地主義の例外であるといえる。しかし、特許出願における優先権主張がれるでも、を属地主義でとれが制限的によれるという。これでは、一般的において、自然の主となる。といるであるであれて、これに関して、、一般的であるにはおいるであるであれて、これに関して、、内国民の法律において、内国民の主義があるによいるとは認められない。さらに、、イリ条約によい、内国民の原則(ためについても、足の点についても、足の人が国民の関係である。の状況を考慮に入れるとき、右優先権の主張が直ちに内国民に不利益にの状況を考慮に入れるとき、右優先権の主張が直ちに内国民に不利益に、の状況を考慮に入れるである。と断定することになる。

(三) (1の(三)について) 特許法第二六条は、「特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。」と定めている。同規定が、特許に関する条約を、わが特許法の一部として、特許権の内容、効力を定める根拠とする趣旨であることは明らかである。してみれば、特許に関する条約を適用することは、わが特許法を適用することと何ら異ならず、また、条約の条文をその趣旨とするところにしたがつて解釈することも何ら各国特許独立の原則に反するものではない。けだし、右条約の適用は、わが国内法の定めにしたがつてされているからである。(四) (1の(四)について)

なるほど、特許法第四四条第二項、第七二条、第七九条、第八一条および第八二 条に規定する特許出願の日は、当該特許について優先権が主張されている場合に は、第一国出願の日と解されるべきであろうし、右各条に規定される事項は、いず (五) (1の(五)について)

なるほど、特許法第一〇四条は、生産方法について特許がされている場合において、その目的物質が、日本国内において公然知られた物でないときに、同条の定 る推定をうけうる旨定めてはいるが、右規定から、直ちに、その判断の基準時が、 わが国における特許出願の日でなければならないという結論は出てこない。けだ し、生産の方法に関する特許発明の目的物質が、わが国において公然知られてい いということは、客観的、社会的事実であつて、これを後に人為的に変更すると は不可能であるのに対し、その判断の基準時をどこにおくかは、もつぱら、政策 的、人為的に定められることであるから、その解釈にあたつては、右第一〇四条が 定められた趣旨にもとづいて、合理的な時点が定められるべきものであつて、判断の がまなるべき事実によって、当然、判断の基準時が定められるという論理必然 性はないものといわなければならない。

3 以上のとおり、特許法第一〇四条に規定する特許出願の日を、わが国における 特許出願の日と解するには、いずれも十分でない点があるので、次に、右特許出願 の日を、優先権主張の基礎となつた第一国出願の日と解しうるかについて検討す る。

(一) まず、パリ条約第四条B項の解釈について考察する。

既にパリ条約第四条A項(1)の解釈として、同項に定める優充権は出願手続に関してのみ適用されるとすることの検討において述べたとおり、同項における「出 願をすることに関し」との部分は、優先権主張の効力において何ら制限的に働くも のではなく、優先権の内容は、もつぱら同条B項の規定によつて定められるべきも のであるから、その適用の範囲は、同項の解釈によつて定められなければならない。ところで、同項には、「……他の同盟国においてされた後の出願は、その間に 行なわれた他の出願、当該発明の公表又は実施、……その他の行為により不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、第三者のいかなる権利も生じさ せない。」と規定されており、右の不利な取扱いを受けない事項のなかには、当該 発明が、優先権を主張しうる期間内の第三者の行為によって、その新規性を損なわ れないことも含まれ、また、生じないとされる第三者の権利のなかには、先使用に よる実施権が含まれていると一般に解されている。けだし、もし第三者の行為によ つて発明の新規性を喪失するとすれば、第二国における出願は、新規性の喪失を理 由として拒絶されてしまうし、右の先使用による実施権を認めることは、当該発明についての特許権について第三者の権利を肯認することになるからである。そして、同条A項における「出願をすることに関し」との部分が優先権主張の効力に関し、何ら制限的意味をもちえないことは前叙のとおりであるのみならず、同条B項 においても、その適用を出願手続にのみ限定すべき何らの文言もなく、また、その 他特にこれを制限的に解すべき特段の理由も見出だしえない。かえつて、先使用に よる実施権を生じさせないとする点は、特許権の効力に触れたものと解することが できる。したがつて、右B項によれば、パリ条約にもとづいて優先権主張がされて いる特許発明については、単にその出願手続に関するものだけでなく、その他の場

合においても、発明ひいてはその構成に欠くことができない事項の新規性は優先権 主張期間中の第三者の行為によつて喪失したものとされないこと、即ち、その新規 性は第一国出願の時において判断されるべきことになるのである。ところで、現行 特許法第一〇四条は、昭和三四年法律第一二一号証によつて改正された条文である が、その改正前の大正一〇年法律第九六号には、同旨の規定が、第三五条第二項に 「新規ナル同一ノ物ハ、同一ノ方法ニ依リテ製作シタルモノト推定ス」と規 定されていた。同規定が、現行法の「日本国内において公然知られた物でないとき は……」と改められた理由は、単に改正前の「新規ナル」との規定の内容を明確に したものと解すべきである。けだし、右改正前後の両条文とも、用語上、その表現 しようとするところは同一であるのみならず、他に、その解釈を異にすべき理由も 見出だしえないからである。してみれば、現行法における、「公然知られた物でな い。」とは依然として新規性を意味しているのであつて、かく解する限り、右新規 性の判断には、当然、パリ条約第四条B項の規定の適用があり、その判断の基準時 は、優先権主張の基礎となつた第一国出願の日と解されなければならないことにな

る。 (二) (二) 次に、パリ条約第四条B項後段には、「優先権の基礎となる最初の出願の日の前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところに よる。」と規定されているが、右部分の反対解釈からする特許法第一〇四条の特許 出願の日いかんについて考察する。

右条約の規定が、第一国出願の日の前に第三者が取得した権利に関しては、各同 盟国の国内法令の定めるところによる旨を定めたゆえんは、逆に、第一国出願の日の後の第三者の行動によつて、第三者に何らかの権利が生じたり、また、第一国出願の効果を減殺するような立法は、各同盟国においてこれをなしえない趣旨であると解することができる。したがつて、特許法第一〇四条についても、その特許出願 の日を、わが国における特許出願の日と解するならば、同条は、優先権主張の基礎 となった第一国出願の日の後に生じた事実にもとづいて、第一国出願の効果を減殺せしめる規定となり、右条約の規定と牴触することとなるから、からる解釈はとり えないものといわなければならない。

さらに、特許法第一〇四条の立法目的から、同条の特許出願の日を、優先  $(\Xi)$ 

権主張の基礎となった第一国出願の日と解しうるであろうか。 特許法第一〇四条が設けられた趣旨は、特許法が第三二条第三号において、化学物質についての発明に特許を与えない旨を規定していることと相俟つて、元来、物 を生産する方法に関する特許発明は、たとえこれを第三者が侵害したとしても、そ の第三者の生産方法を立証することが極めて困難であるため、その生産方法につい ての立証責任を転換せしめることにより、方法の発明の侵害の防止に資しようとす るものであることが明らかである。ところで、現在のように、国家間の技術交流が盛んになり、外国における新しい技術も、直ちに、わが国に伝達される状況の下においては、ある物質の製法の特許が、第一国において出願されながら、その優先権 を主張できる期間中に、わが国において、その目的物質の性質、特徴すら知りうる状況におかれないという事態を想像することはかえつて困難である。さらに、特許 権者は、特許発明の実施をする権利を専有し、正当な権原によらないで、当該特許 発明を実施している者に対して、その実施を差し止め、損害の賠償を求めること等 ができ、この特許発明の独占的実施をする権利は、右の差止および損害賠償等を請 求する権利として実効をおさめうるのであつて、特に、特許権者が外国人である場合には、わが国において発明を直接あるいは出願後早期に実施するということは少 ないのであるから、なおさらのことである。そうとすれば、もし、物を生産する方 法に関する特許発明について、パリ条約にもとづく優先権の主張がされている場 合、特許法第一〇四条の適用において、その特許出願の日を、第二国出願の日と解 するならば、実際には、権利者は、殆どの場合、その目的物質は、第二国出願日前に、わが国において公然知られてしまつているため、右第一〇四条の適用をうけら れず、その侵害に対して相手方の生産方法を立証しなければならず、極めて困難な立場に立たされ、事実上、第三者の権利侵害を立証しえないこととなつて、優先権主張の効果、ひいては、わが国において特許権を有することの実効は殆ど期待しえ ない結果となる。かくてはパリ条約第四条の趣旨にも反し、条約の内容を特許法中 に一般的に盛り込もうとした特許法第二六条の趣旨にもそわないことになるであろ う。

以上の諸点からみれば、パリ条約第四条にもとづく優先権の主張がされている 特許権について、特許法第一〇四条の適用がされる場合の特許出願の日を、わが国 における特許出願の日と解するには、いずれも問題があり、にわかにこれを首肯し難く、かえつて、これを優先権主張の基礎となつた第一国出願の日と解することに合理性を認めることができるから、結局は、後者の解釈にしたがうことが妥当であるといわざるをえない。

四 被告らの侵害行為

五一特許法第一〇四条による生産方法の推定の場合の差止めの対象の特定

上述のとおりである以上、その余の点について判断するまでもなく、原告は、被告アドバンス化成株式会社に対しては、本件特許発明の方法にしたがつて生産された別紙目録記載の物質を輸入し、譲渡する行為を、また、被告日本化薬株式会社に対しては、同様にして生産された別紙目録記載の物質を使用して製剤し、を対しては、同様にして生産された別紙目録記載の物質を使用して製剤し、を持ちられたものであるが、この場合、原告は、右被告らいかなる程度に、その差止請求を特定すべきかにつき検討する。原告の特許権は、物の生産方法について与えられたものであるから、第三者が、その特許を実施した場合、その特許権にもとづいて求めうる差止の範囲は、権利と同一の場合による物の生産であるが、特許法第一〇四条により生産方法の推定がさらず、原告は、被告が実施した生産方法がいかなるものかは何ら主張立証されておらば、被告の生産方法を具体的に特定する手段を欠くことになる。

この特定については、二つの方法が考えられる。即ち、(1)特許法第一〇四条の適用の事案に限り、特許権者は、特許明細書における特許請求の範囲記載の方法即ち、特許発明の方法を実施してはならない旨を求めることができる。(2)同条適用の事案に限り、特許権者は、その生産方法を特定せず、その特許発明の方法によつて生産された物を、直接、生産してはならない旨を求めることができる。

先ず、右(1)についてみると、なるほど、特許明細書における発明の詳細な説明には、その発明の属する分野における通常の知識を有する者が、容易に実施にまたる通常の知識を有する者が、容易に実施できる程度の記載が要求されており、特許請求の範囲は、なつではない。特許請求の範囲になってはない。表述できる程度の記載できない。特許できない。またといれているを記述できないのではないが、大きにおいて、はないけれども、ないのであるが、権利の範囲において、はないのであるとにおが、権利の第一次を表示が、特許はいる場合にはないが、特許はいる場合にはないが、特許にはならないが、ものように、大のようにはならない。またいのようにはならない。またいのようにはならない。またいの表において、ならが、を手にはならない。またの表において、ものをであるにはならない。またの表においるであるの意味である。このようなとになる。このようなとになる。ままたかくであるととになる。ままたかくである。ままたかくの意味である。ままたかくである。。

次に、前示(2)についてみると、これは、右(1)の場合の、執行上の問題は解決されてはいるけれども、何故に、物の生産の方法を内容とする特許権にもとづ

いて、その目的物質の生産を差し止められるかが問題となるであろう。しかしながら、この問題は、前叙のとおり、右(1)にしたがつたとしても、必ずしも解決されていないのみならず、そもそも特許法第一〇四条により、原告が、被告の行気であることを要せず、単に、被告が特許発明の目おいて生産していることを主張立証することで足るとしたことは、本条が質を出るいる、被告に対する生産等の差止は、被告が現実に生産等している物質をいるない。とにより、これをなしうることを意味しているといわばならない。質を明確にすべきことのみを要求しているのみならず、もし、原告が、被告の生にすべきことのみを要求しているのみならず、もし、原告が、被告の生だ方法までをも特定することを必要とするならば、折角原告の立証の負担を軽減せした同条の存在意義は失われるものといわなければならない。

してみれば、物を生産する方法の発明についての特許権の侵害訴訟において、特許法第一〇四条にもとづき、被告の生産方法を特定する必要はなく、被告が生産等をする物を対象として、その請求をすることができるものというべきである。 六 結論

以上のとおり、原告が、その目的物を特定して、別紙目録記載の物品につき、被告アドバンス化成株式会社に対しては、その輸入および譲渡を、被告日本化薬株式会社に対してはその製剤および譲渡の差止をそれぞれ求める請求は理由があり、また、被告らが占有する別紙目録記載の物品の廃棄を求める請求も、被告らの本件侵害の予防に必要な措置であるので、これを認容することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第八九条、第九三条第一項本文、仮執行の宣言につき、同法第一九六条第一項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 荒木秀一 野澤明 元木伸)

(別紙)

< 11692 - 004 >